

# 育児休業給付支給決定通知書（被保険者通知用）のみかた

**【支給期間】**  
育児休業給付の支給期間  
(育児休業開始日～子の1歳の誕生日の前々日まで)

**【賃金月額】**  
育児休業前の賃金で計算します。

**【賃金月額の67%】**  
給付金の180日目までは67%で支給します。

**【賃金月額の50%】**  
給付金の181日目からは50%で支給します。

**【休業開始年月日】**  
出産日の翌日から産後8週間が過ぎた翌日、父の場合は申出日

**【受給資格確認年月日】**  
育児休業給付金の受給資格があるか、賃金月額はいくらかを確認した日

**【支給済日数】**  
支給された日数を表示

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	受給資格確認年月日	休業開始年月日
支給期間	賃金月額	賃金月額の67%	賃金月額の50%	支給済日数	支払方法	

通知方法

先般、提出されました受給資格確認票等の書類を審査したところ、受給資格を下記のとおり確認することとなりましたので通知します。

- 給付金の種類 育児休業給付金
- 次回支給単位期間 1 令和×年10月8日～令和×年11月7日  
2 令和×年11月8日～令和×年12月7日
- 次回支給申請期間 令和×年12月8日～令和×年2月28日

**【支払方法】**  
指定された銀行支店番号 口座番号  
振込までには欄外の交付日から1週間程度かかります

**【通知内容】**

- ・支給単位期間  
育児休業開始日を基準にひと月ごとに区切った期間  
就業日数、就業時間、賃金支払額、支給日数、支給率、支給金額が記載
- ・次回支給単位期間
- ・次回支給申請期間

## ～ 支給に関するご説明 ～

- 育児休業給付金は、子どもの1歳の誕生日の前々日までです。  
(1歳の誕生日の前日で1歳となるため、その前日までの支給です)
- 給付金の申請は、原則2か月ごとですが、1か月ごとでも可能です。  
支給申請後の振込のため、決まった日に振込されるものではありません。
- 給付金は支給の始めから180日目までは賃金月額の67%が支給されます。
- 支給単位期間は、育児休業開始日を基準にひと月ごとに区切ったとなります。  
そのため、申請者によりひとりひとり異なります。

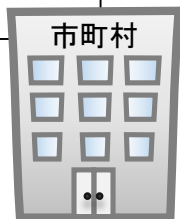
他、裏面の「育児休業給付の受給に関する注意事項」を良くお読みください。

# 育児休業給付の受給に関する注意事項

## ① 受給期間の延長について

「保育が実施されない場合」の給付金延長の条件は以下のとおりです。

保育利用  
申込書



1. 市区町村で保育所等の入所申し込みを行う
2. 入所申し込み時に入所希望日を1歳の誕生日以前とする

そのため、延長の手続きには**入所希望日のわかるもの（市区町村が受付した保育利用の申込書類の写し等）**、**不承諾となった通知書類**が必要です。

※ **入所可能か市区町村への問い合わせのみでは延長はできません。**

※ 1歳6か月から2歳までの延長要件の確認も同様に行います。

※ 入所希望日の締切は市区町村により異なるため、早めにご確認ください。

**入所の申込が確認できないと延長できません。**

## ② 育児休業中の就労について



1. 支給単位期間中に10日以上、かつ80時間以上就労する場合
2. 臨時的、一時的な就労ではない場合

このような場合、育児休業給付は支給されません。

**特に就労が臨時的、一時的ではない場合は**、復帰したと判断し、給付金も支給終了となる場合があるのでご注意ください。

## ③ 育児休業中に次の子を妊娠した場合について



- ・ 給付金受給中に次の子の出産により産休に入る場合、その前日までが給付金対象です。該当時は事業主とよく連絡をとったうえで申請してください。**事前の連絡が遅れ本来支給できない期間の支給がされると、該当期間の給付金は回収となります。**



- ・ 次の子の給付金受給の可否は、その前の子の育児休業開始以前の就労期間が影響します。そのため、第1子～第3子まで連続して育児休業を取得する場合等の、**休業が長期に及ぶ場合は、新たに育児休業給付を受給できない場合があります。**

その他、育児休業給付に関しては、窓口等でお問い合わせください。

ハローワーク津島 雇用保険課

〒496-0042 津島市寺前町2-3 TEL(0567)26-3158